

○福島県都市計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は福島県都市計画審議会会議運営要綱（以下、「要綱」という。）及び附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、福島県都市計画審議会（以下、「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の傍聴)

第2条 審議会の傍聴は、要綱及び次に定めるところにより実施するものとする。

(1) 審議会を傍聴しようとする者は、審議会開催予定時刻の5分前までに氏名、住所等を所定の用紙に記入し受付を済ませるものとする。

(2) 要綱第17条第3項による抽選は、審議会開催予定時刻の5分前に行う。

(3) 傍聴人は事務局の指示に従い入室するものとする。

(4) 審議会開会以降の入室は認めないものとする。

(5) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

ア 銃器、棒、その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

ウ はち巻き、腕章、たすき、りぼん、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

エ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者

オ マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、報道機関についてはこの限りでない。

カ 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者

キ 下駄、木製サンダルの類を履いていると認められる者

ク 酒気を帯びていると認められる者

ケ 異様な服装をしている者

コ その他、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(6) 審議会を傍聴するものは次の事項を守らなければならない。

ア 審議会開催中は静粛に傍聴すること。

イ 会議における発言に対して批判を加え、又は拍手その他の手法により公然と賛否を表明しないこと。

ウ 談話をし、又は騒ぎ立てるなどの審議会の妨害となるような行為をしないこと。

エ 携帯電話及びポケットベルの類を携帯しているものは、審議会開催中その電源を切っておくこと。

オ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関については、この限りでない。

キ その他審議会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(7) 傍聴人は事務局の指示に従わなければならない。

(8) 傍聴人が前2号に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第3条 この要領に定めるものを除くほか、審議会の傍聴に関して必要な事項は議長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年11月20日から施行する。

改 正 令和3年2月16日